

「道の駅」登録・案内要綱

(目的)

1. この要綱は、一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内することにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成、並びに地域の振興に寄与することを目的とする。

(「道の駅」の基本コンセプト)

2. 本要綱において、「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、基本として次に掲げるサービス等を備える施設をいう。

<設置位置>

- イ. 休憩施設としての利用しやすさや、「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置にあること

<施設構成>

- ロ. 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔な便所を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること
- ハ. 利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナーがあるもの（以下「案内・サービス施設」という。）が備わっていること
- ニ. 子育て応援施設として、乳幼児に対する授乳やおむつ交換が可能なスペース（以下「ベビーコーナー」という。）が備わっていること

<提供サービス>

- ホ. 駐車場・便所・ベビーコーナー・電話は24時間利用可能であること
- ヘ. 案内・サービス施設には、原則として案内員を配置し、親切

な情報提供がなされること

＜設置者＞

ト．案内・サービス施設の設置者は市町村又は市町村に代わり得る公的な団体（以下「市町村等」という。）であること

なお、案内・サービス施設の管理または運営を市町村等以外のものが行う場合は、契約等により「道の駅」として必要なサービスが確保されるよう措置されていること

＜配慮事項＞

チ．女性・年少者・高齢者・身障者・妊婦や乳幼児連れなど様々な人の使いやすさに配慮されていること

リ．施設計画は景観に十分配慮し、特に景勝地にあつては、地域の優れた景観を損なうことのないよう計画されていること

（登録の申請）

3．前条の「道の駅」の基本コンセプトに適合する施設の案内・サービス施設の設置者（以下「申請者」という。）は、当該施設「道の駅」として登録申請することができる。この場合、申請者は登録申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、当該施設の近傍の一般国道又は都道府県道の道路管理者を経由し、これを道路局長に提出するものとする。

イ．申請に係わる施設の位置図及び配置図

ロ．申請者が市町村でない場合にあつては、市町村に代わり得る公的な団体であることを証する資料

ハ．施設の存する都道府県の関係する道路管理者が当該施設を「道の駅」として案内するにふさわしいものであるとして推薦することを証する資料

ただし、当該施設の一部が道路管理者が休憩施設として設ける駐車場である場合にあつては、道路管理者との協力体制が整っているこ

とを証する資料

ニ．事業計画等供用開始の予定を明らかにする資料

ただし、既に供用中の場合にあつては、その旨を示す資料

(登録証の交付等)

4．道路局長は、申請にもとづき、登録簿に登録し、申請者に登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。

(供用開始の届け出)

5．「道の駅」の登録を受けた者（以下「道の駅」登録者」という。）は、施設を供用する1か月以上前に道路局長に届け出るものとする。

(登録内容の変更の届け出)

6．「道の駅」登録者は、登録申請の内容に変更（軽微な変更は除く）があったときは、遅滞なく道路局長に届け出なければならない。

(「道の駅」の案内)

7．(1) 「道の駅」の設置者は、別図に示す標章を用いて施設の案内を行うとともに、登録証を施設内に見やすいように掲示するものとする。



(2) 道路局長は、「道の駅」の登録及び供用の状況等に関し、道路利用者への広報に努めるとともに、関係道路管理者に通知し、別図に示す標章を用いた「道の駅」の案内用に協力を求めるものとする。

(遵守義務)

8．「道の駅」設置者は、次の事項を遵守し、利用者への良好なサービスの確保に努めなければならない。

- イ．施設全体、特に便所について常に安全で快適な利用が可能となるよう適切な維持管理を行うこと
- ロ．道路管理者の行う道路に関する情報の収集・提供に協力すること
- ハ．案内員に対する研修等を行い、提供する情報の質の向上につとめること
- ニ．全体の機能と魅力を高めるため、相互に連携し、協力すること

(登録の取り消し)

- 9．道路局長は、登録された「道の駅」が内容の変更により2の各号に該当しないと認められるに至った場合、または「道の駅」登録者が8の義務と遵守せず、「道の駅」として案内することが適切でないと認められるに至った場合は、当該施設の登録を取り消すことができる。

(「道の駅」登録後の要綱変更の扱い)

- 10．登録された「道の駅」が登録後の要綱の変更により、2の各号に該当しないと認められるに至った場合は、リニューアル等の機会をとらえて要綱への適合をはかるものとする。

別記第1号様式

登録申請書
供用届
登録事項等変更届

年 月 日

() 経由

道路局長 殿

氏名 (法人にあってはその)
(各称及び代表者の氏名)

印

下記のとおり「道の駅」登録・案内要綱に基づき関係資料を添えて登録を申請
供用の届出を
変更の届出を
します。

| 登録番号 | 登録番号 | 登録年月日 | 年月日 |
|----------------|-----------|-------|-----------|
| 「道の駅」の名称 | | | |
| 「道の駅」の所在地 | | | |
| 供する道路の 路線名 | | 道路管理者 | |
| 施設と サービスの概要 | | | |
| 「道の駅」の 電話番号 | | 駅長氏名 | |
| 駐車台数 | (台) 台 | トイレ器数 | (器) 器 |
| 供用年月日 | 年 月 日 予定 | | |

注1) 印の箇所は、登録申請書の場合には記入しないこと

2) 駐車台数、トイレ器数の上段()書きは、道路管理者が整備したものの数(内書)である

登録証

道の駅



中山

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

登録第 〇〇〇〇〇号

上は平成31年2月23日付け道路関係通告による「道の駅」の登録を受けたことを証する。

平成31年4月22日

建設省道路局長

印

「道の駅」登録・案内要綱の当面の運用方針

＜施設構成＞

1. 十分な容量の駐車場とは、交通量・立地条件・施設内容等に応じて利用需要に対応できると認められるもので、駐車台数概ね20台(大型車用は2台分に換算)以上のものとする。
2. 駐車場に障害者、妊婦向け屋根付き優先駐車スペースを確保するものとする。
3. 十分な容量をもつ清潔な便所とは、水洗式便所で駐車場の規模に応じて利用需要に対応できると認められるもので、便器数が概ね10器以上のものとする。なお、水洗式便所については、原則として全て洋式便座とする。また、温水洗浄便座とすることを推奨する。
4. 駐車場と便所間を結ぶ主要な歩行経路(以下「歩行経路」という)のバリアフリー化については、登録済みの「道の駅」においても早急にバリアフリー化を図ること。また、歩行経路以外についても、バリアフリー化に極力努めること。
5. 案内・サービス施設は駐車場から徒歩で2～3分以内に位置しており、一体的に利用可能であること。
6. 登録済みの「道の駅」においても、ベビーコーナーの設置、妊婦向け屋根付き優先駐車スペースの確保、子供用トイレやキッズスペースなどの子育て応援に関する更なる機能改善について、ニーズの高い箇所から優先的に実施するものとする。

＜提供サービス＞

7. 利用者数の著しく少ない施設で、案内・サービス施設に案内員を配置することが困難な場合は、電話等により道路及び地域に関する問い合わせに応じられる体制が整っていること。
8. 情報提供にあたっては、利用者に情報を提供するのに必要な空間を適切な場所に確保し、以下に掲げる情報を含めて積極的に行うこと。
 - (1) 道路情報及び近隣の「道の駅」情報
 - (2) 近隣地域まで含めた観光情報
 - (3) 緊急医療情報
 - (4) その他利用者の利便に供する情報
9. 関係者の協力のもと、おむつのばら売りを実施すること。登録済みの「道の駅」においても、ニーズの高い箇所から優先的に実施するものとする。

＜設置者＞

10. 市町村に代わり得る公的な団体とは以下の各号のいずれかに該当するものとする。
- イ. 都道府県
 - ロ. 地方公共団体が三分の一以上を出資する法人
 - ハ. 地域を代表して「道の駅」を設置するにふさわしいとして市町村が推薦する公益法人
 - ニ. 市町村から土地・建物の貸与を受け、市町村と管理運営についての協定（以下「道の駅」の機能維持等に関する協定」という。）を締結する法人（ロ又はハに該当する法人を除く。以下「民間事業者」という。）
ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条に規定する欠格事由に該当する民間事業者は、「道の駅」の設置者となることができない。

＜登録の申請＞

11. 申請者が都道府県である場合にあつては、登録要綱3.ロの資料は提出を要しない。
また、申請者が民間事業者である場合にあつては、登録要綱3.ロの資料として、市町村から土地・建物の貸与を受けていることを証する資料及び「道の駅」の機能維持等に関する協定の内容を記載した資料を提出すること。
なお、「道の駅」の機能維持等に関する協定は、以下の①から⑥までの事項を定めなければならない。
- ①「道の駅」の管理及び運営について、「道の駅」として必要なサービスを確保するための措置を講ずること。なお、当該サービスの内容については、市町村長の同意を得たものに限る。
 - ②「道の駅」として有すべき機能の維持及び改善について責任をもって実施すること。
 - ③「道の駅」の管理及び運営等の状況について、定期的かつ市町村の求めに応じて報告すること。
 - ④災害等の緊急時には、「道の駅」を地域住民及び利用者の救助の目的で使用し、その他市町村の求めがある場合は、積極的に協力すること。
 - ⑤福祉、防災、観光、文化、地域経済等の観点から当該地域の課題解決に向けた市町村の求めに対して積極的に協力すること。
 - ⑥民間事業者の事由により、「道の駅」の事業継続が困難となる場合の取扱いに関すること。

＜「道の駅」の案内＞

12. 「道の駅」の標章を用いて案内板を設置する際は、当該「道の駅」の機能について別添の図記号を用いて併せて表示すること。
また、機能表示がない設置済みの案内板についても、案内板の更新等の際に機能表示を行うこと。

案内板、ホームページ、携帯電話等に使用するピクトグラム記号

| | 「道の駅」該当施設 | ピクトグラム記号名 | ピクトグラム記号 | 表示の考え方 |
|----|-----------------------|---|---|--|
| 1 | 駐車場 | 駐車場 |  | 「道の駅」登録案内要綱に基づく駐車場が設置されていること |
| 2 | お手洗い | お手洗い |  | 「道の駅」登録案内要綱に基づくトイレが設置されていること |
| 3 | 身障者トイレ、身障者駐車マス、スロープ | 身障者用設備 |  | 身障者用のトイレ、駐車マス、スロープ等が設置されていること |
| 4 | 電話 | 電話 |  | 「道の駅」登録案内要綱に基づく電話が設置されていること |
| 5 | 特産物販売所等 | 店舗、売店 |  | 随時、特産物等を販売するための店舗、売店の施設があること |
| 6 | レストラン | レストラン |  | レストランがあり、食事が可能なこと |
| 7 | 喫茶、軽食 | 喫茶、軽食 |  | レストランはないが、喫茶、軽食が可能であること |
| 8 | 無料休憩所 | 休憩所 |  | 無料の休憩所(施設)があること |
| 9 | 情報コーナー、観光案内所等 | 道路情報 観光情報 医療情報 その他情報 情報コーナー |  | 情報コーナーや観光案内所が設置されていて、情報案内人や情報端末等により道路情報、医療情報、観光情報、その他情報の情報提供が可能であること |
| 10 | 公園、子供広場 | 公園 |  | 公園や子供広場があること |
| 11 | ベビーコーナー | ベビーコーナー |  | 24時間利用可能な授乳室とおむつ交換台があること |
| 12 | 展望台 | 展望地 |  | 展望台設備があること |
| 13 | 博物館、美術館等 | 博物館、美術館 |  | 博物館や美術館等の歴史文化施設があること |
| 14 | 温泉 | 温泉 |  | 温泉施設があること |
| 15 | 運動場 | スポーツ活動 |  | 運動場等運動施設があり各種のスポーツ活動が可能であること |
| 16 | 宿泊施設 | 宿泊施設 |  | 宿泊施設があること |
| 17 | キャンプ場、オートキャンプ場 | キャンプ場 |  | キャンプ場、オートキャンプ場があること |
| 18 | ガソリンスタンド | ガソリンスタンド |  | ガソリンスタンドがあること |
| 19 | シャワー | シャワー |  | シャワー施設があること |
| 20 | ファックス | ファックス |  | FAXの利用が可能であること |
| 21 | ポスト | 郵便 |  | ポストがあること |
| 22 | 体験工房、体験農園、特産物加工所、劇場舞台 | 体験施設 |  | 体験工房、体験農園、特産物加工所、劇場舞台等の体験施設があり体験が可能であること。 |
| 23 | マリーナ | マリーナ |  | ヨット・モーターボートなどの小型船舶が碇泊する港があること |

使用上の注意

・図記号によって誘導方向や設置環境に応じて左右を反転させることや図と地の色の関係を反転して使用することも可能である。